

理事会・委員会開催費および旅費に関する規定

【総 則】

- 第1条 本学会理事会・委員会の開催に伴う費用（以下開催費）および本学会役員ならびに委員会委員の公務出張旅費、宿泊費（以下旅費、宿泊費）については、別に定めがあるもののほか、本規定の定めるところによるものとする。
- 第2条 開催費および旅費、宿泊費については、その原資は会員の年会費であることを自覚し、できるだけ経費を削減する努力をする。

【開催費】

- 第3条 開催費については、会場費および飲食費を含め、3時間以内の会議の場合、一人当たり 6,000 円を限度とする。また、3時間を超える場合は一人あたり 8,000 円を限度とする。ただし、開催地等の特別な事情により、限度額を超えざるを得ない場合は、予め見積書を添えて事務局に申請し、会計担当理事の許可を得るものとする。

【旅費、宿泊費】

- 第4条 本学会役員ならびに委員会委員が公務上の必要により、会議への出席等のため出張する場合は、別表①により旅費を支給する。
- 2 旅費は主たる交通機関を使用した場合の費用を支給する。
 - 3 ただし、別表②に定める学会、研究会の開催時には支給しない。
- 第5条 原則として、宿泊費は支給しない。
- 2 会議の日程上、宿泊をせざるを得ない場合は、この限りではない。
 - 3 宿泊が必要な場合は、予め事務局に申請し、会計担当理事の許可を得るものとする。
 - 4 ただし、別表②に定める学会、研究会の開催時には支給しない。

【旅費、宿泊費の支給】

- 第6条 旅費、宿泊費は予め役員あるいは委員会委員本人が、事務局を通じ会計担当理事に申請し、その許可を受けたものに対して支給する。
- 2 許可願いはFAXでも可とする。
 - 3 旅費の計算については事務局が行なうものとし、最も一般的かつ経済的な順路を取るものとする。
- 第7条 事務局員が公務による出張する場合も本規定に準ずるものとする。
- 2 ただし、第5条4項には該当しないものとする。

- 附則 1 本規定の変更は理事会において行なう。
- 2 本規定は平成12年5月11日より施行する。

別表① 旅費、宿泊費支給基準

1. 旅費、宿泊費については、出発地および目的地との間の距離により算出するものとする。
2. 出発地および目的地は、主要なターミナル駅もしくは空港を基点とする。
3. 出発地の基準は、事務局に登録されている主たる勤務先とする。主たる勤務先を有さない場合は事務局に登録されている自宅とする。
4. 旅費基準

出発地および目的地の間の距離	使用交通機関	該当する基準または支給額
片道 50km 以下		5,000 円
片道 50km 以上	鉄道または航空機の利用とする。 鉄道利用の場合、グリーン料金は認めない。 航空機利用の場合はエコノミークラスとする。	(片道最短普通乗車料金+普通特急または急行料金)×2 または片道最短普通航空運賃×2

5. 宿泊費基準
原則として、1泊 15,000 円以内とする。

別表② 旅費、宿泊費の支給対象とならない学会・研究会

- ・日本手の外科学会総会（ただし春期教育研修会における教育研修委員会委員および講師の宿泊費は 1 泊を限度とし宿泊実費を支給する。また秋期教育研修会における教育研修委員会委員および講師の旅費および宿泊費は 1 泊を限度とし宿泊実費を支給する。）
- ・日本整形外科学会学術集会および基礎学術集会，日本形成外科学会学術集会および基礎学術集会，東日本手の外科研究会，中部日本手の外科研究会，九州手の外科研究会，日本マイクロサージャリー学会，日本肘関節学会（ただし，学会出席予定がなく，本会の理事会ならびに委員会への出席のみを目的とした出張の場合，予め申請し，会計担当理事の許可を受けたときには本規程の適用を除外することもある。）